

東日本大震災の被災企業を対象とした時価総額等に係る上場廃止基準の特例措置について

平成25年11月29日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所では、市場第一部から市場第二部への指定替え基準及び上場廃止基準のうち、時価総額及び流通株式の時価総額に係る基準について、本年12月末までの間、取扱いを一部変更して当該基準の適用を行っております。

当該措置については市況全般が急激に悪化したことに伴い平成21年1月末から実施しているものですが、現下の株式市場の状況等に鑑み、本措置の適用を平成26年3月末までとし、平成26年4月1日より本措置の適用前の基準を適用することといたしました。

これに伴い、平成23年3月に発生した東日本大震災で被災した企業や地域の復興を継続して支援する目的から、同震災に起因する損害が発生した上場会社を対象とし、時価総額等に係る上場廃止基準の緩和措置を適用するよう、特例措置を設けることとします。

II 概要

項目	内容	備考
○東日本大震災の被災企業を対象とした時価総額等に係る上場廃止基準の特例 (1) 対象	<ul style="list-style-type: none">・次の(1)に定める基準に該当する上場会社に対する時価総額等に係る上場廃止基準の適用については、次の(2)に定める水準を適用することとします。・次の①及び②に該当する上場会社を対象とします。	<ul style="list-style-type: none">・表1に掲げる水準を時価総額が12か月間継続して上回り、かつ、当該12か月のうちに到来する事業年度末における流通株式の時価総額(以下「流通株式時価総額」といいます。)が同表の水準を上

項目	内容	備考												
	<p>①東日本大震災に起因する損害が発生し、その内容について適時開示を行った上場会社。</p> <p>②平成25年10月、11月若しくは12月の時価総額又は平成25年12月末日までに到来する上場会社の直前事業年度の末日における流通株式時価総額が表1に掲げる水準未満であること。</p> <p>【表1：特例対象となる時価総額及び流通株式時価総額】</p> <table border="1" data-bbox="560 866 1435 1331"> <thead> <tr> <th></th> <th>時価総額</th> <th>流通株式時価総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本則市場の上場内国会社</td> <td>10億円</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>マザーズの上場内国会社</td> <td>10億円 (上場後10年間においては5億円)</td> <td>5億円 (上場後10年間においては2億5,000万円)</td> </tr> <tr> <td>JASDAQの上場内国会社</td> <td>—</td> <td>2億5,000万円</td> </tr> </tbody> </table>		時価総額	流通株式時価総額	本則市場の上場内国会社	10億円	5億円	マザーズの上場内国会社	10億円 (上場後10年間においては5億円)	5億円 (上場後10年間においては2億5,000万円)	JASDAQの上場内国会社	—	2億5,000万円	<p>回った場合については、条件該当月から4か月目以降、本特例の対象銘柄から除外することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券上場規程第402条第2号aの規定に基づく適時開示を対象とします。 本則市場の上場内国会社のうち、平成25年7月15日において株式会社大阪証券取引所の本則市場に上場していた上場会社（同日に当取引所に上場していた場合を除く。以下「大証単独上場銘柄」という。）については、時価総額を5億円、流通株式時価総額を2億5,000万円とします。 JASDAQの上場内国会社のうち、平成25年12月末日までに到来する上場会社の直前事業年度において流通株式時価総額に係る上場廃止基準が適用されていない上場会社については、「株券等の分布状況表」に記載されている「流通株式数」をもとに、当取引所が流通株式時価
	時価総額	流通株式時価総額												
本則市場の上場内国会社	10億円	5億円												
マザーズの上場内国会社	10億円 (上場後10年間においては5億円)	5億円 (上場後10年間においては2億5,000万円)												
JASDAQの上場内国会社	—	2億5,000万円												

項目	内容	備考												
(2) 水準	<p>・時価総額及び流通株式時価総額に係る上場廃止基準について、表2に掲げる基準を適用することとします。</p> <p>【表2：時価総額及び流通株式時価総額に係る上場廃止基準】</p> <table border="1" data-bbox="562 475 1435 938"> <thead> <tr> <th></th> <th>時価総額</th> <th>流通株式時価総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本則市場の上場内国会社</td> <td>6億円未満</td> <td>3億円未満</td> </tr> <tr> <td>マザーズの上場内国会社</td> <td>6億円未満 (上場後10年においては3億円未満)</td> <td>3億円未満 (上場後10年においては1億5,000万円未満)</td> </tr> <tr> <td>JASDAQの上場内国会社</td> <td>—</td> <td>1億5,000万円未満</td> </tr> </tbody> </table>		時価総額	流通株式時価総額	本則市場の上場内国会社	6億円未満	3億円未満	マザーズの上場内国会社	6億円未満 (上場後10年においては3億円未満)	3億円未満 (上場後10年においては1億5,000万円未満)	JASDAQの上場内国会社	—	1億5,000万円未満	<p>総額の算出を行います。</p> <p>・大証単独上場銘柄については、平成25年7月16日から起算して3年を経過する日が属する月の前月までの間、時価総額に係る上場廃止基準を3億円未満とします。また、平成25年7月16日から起算して3年以内に終了する事業年度の末日までの間は、流通株式時価総額に係る上場廃止基準を1億5,000万円未満とします。</p>
	時価総額	流通株式時価総額												
本則市場の上場内国会社	6億円未満	3億円未満												
マザーズの上場内国会社	6億円未満 (上場後10年においては3億円未満)	3億円未満 (上場後10年においては1億5,000万円未満)												
JASDAQの上場内国会社	—	1億5,000万円未満												

Ⅲ 施行日（予定）

- ・平成26年4月1日から施行します。

以上